

労働政策審議会勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会（第94回）	資料 3
令和 8 年10月 1 日	

中小企業退職金共済制度に関する 今後の検討における主な視点（2）

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

建設業退職金共済制度のあり方について

ヒアリングにおける主なご意見

- ・他産業と比較しても遜色のない退職金の額（1,000万円超）となるよう、掛金上限額の引上げを行っていただきたい。
- ・掛金額の設定について、技能・経験に応じた掛金を客観的かつ簡便に設定できるよう、建設キャリアアップシステム（CCUS）のレベル区分等を活用した複数掛金制度を導入いただきたい。
- ・複数掛金制度の導入の前提とも言える電子ポイント方式について、一層の普及促進を行っていただきたい。
- ・民間工事への普及拡大や発注者への必要経費としての建退共掛金の確保を進めていただきたい。

部会における主なご意見

- ・賃金上昇率等を根拠とした掛金の上限の引上げを検討いただきたい。
- ・CCUSでの能力評価・レベル判定を進めていくために、レベルに応じた建退共掛金を検討していくことは非常に有用である。
- ・複数掛金の設定、柔軟な運用、必要経費としての建退共掛金確保策等について、検討をお願いしたい。
- ・業界の意見を踏まえた具体的な検討を行っていくことが適當。
- ・電子ポイント方式やアプリの普及など、事業者、技能者双方の利便性向上を図っていく具体策の検討をお願いしたい。
- ・できるだけ早く掛金の変更が実現できるとよい。

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



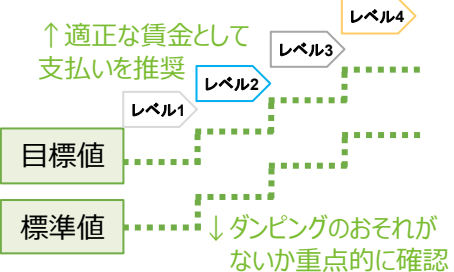
能力評価の実施

経験や資格に応じた
能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた
適正な賃金支払い
(CCUSのレベルに応じた年収の
水準をブロック別、職種別に公表)



現場管理での活用

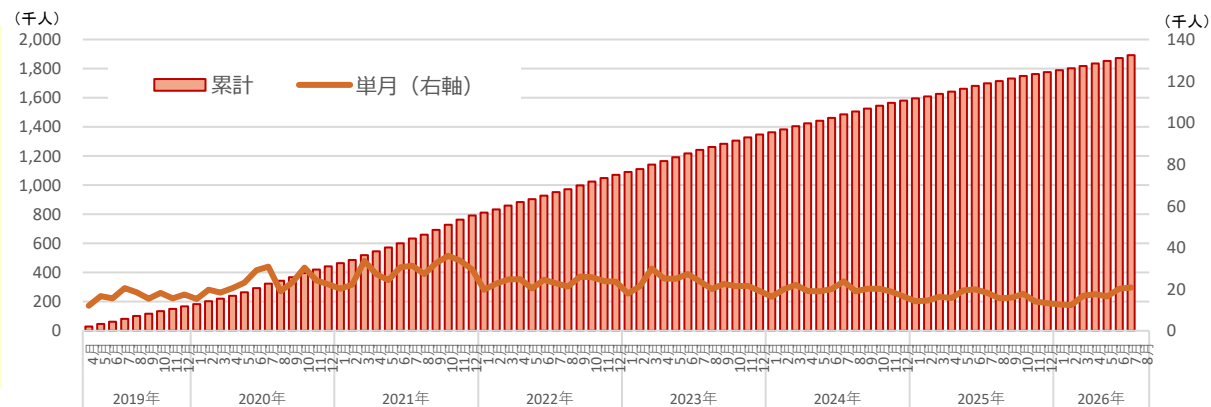
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年8月末)

技能者の登録数

190万人が登録

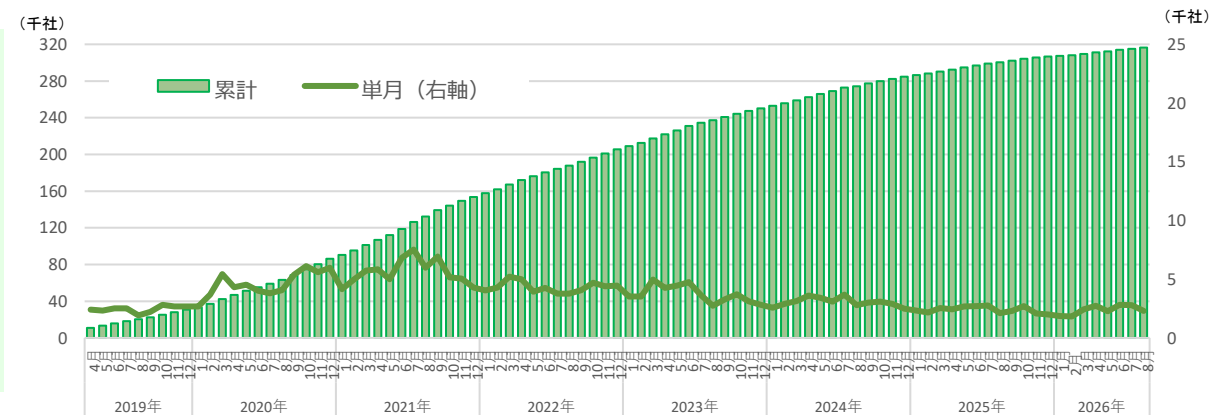
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

31.6万社が登録

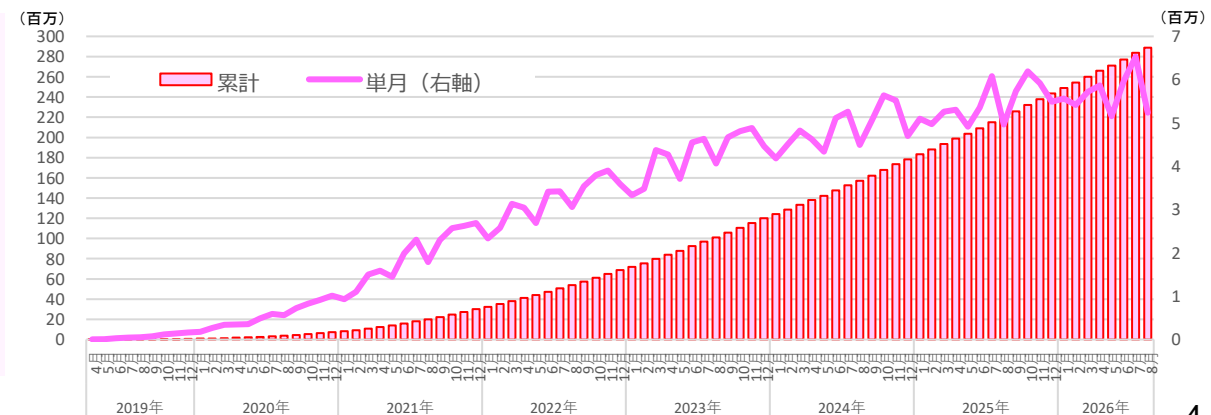
※うち一人親方は11.0万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※8月は523万履歴を蓄積

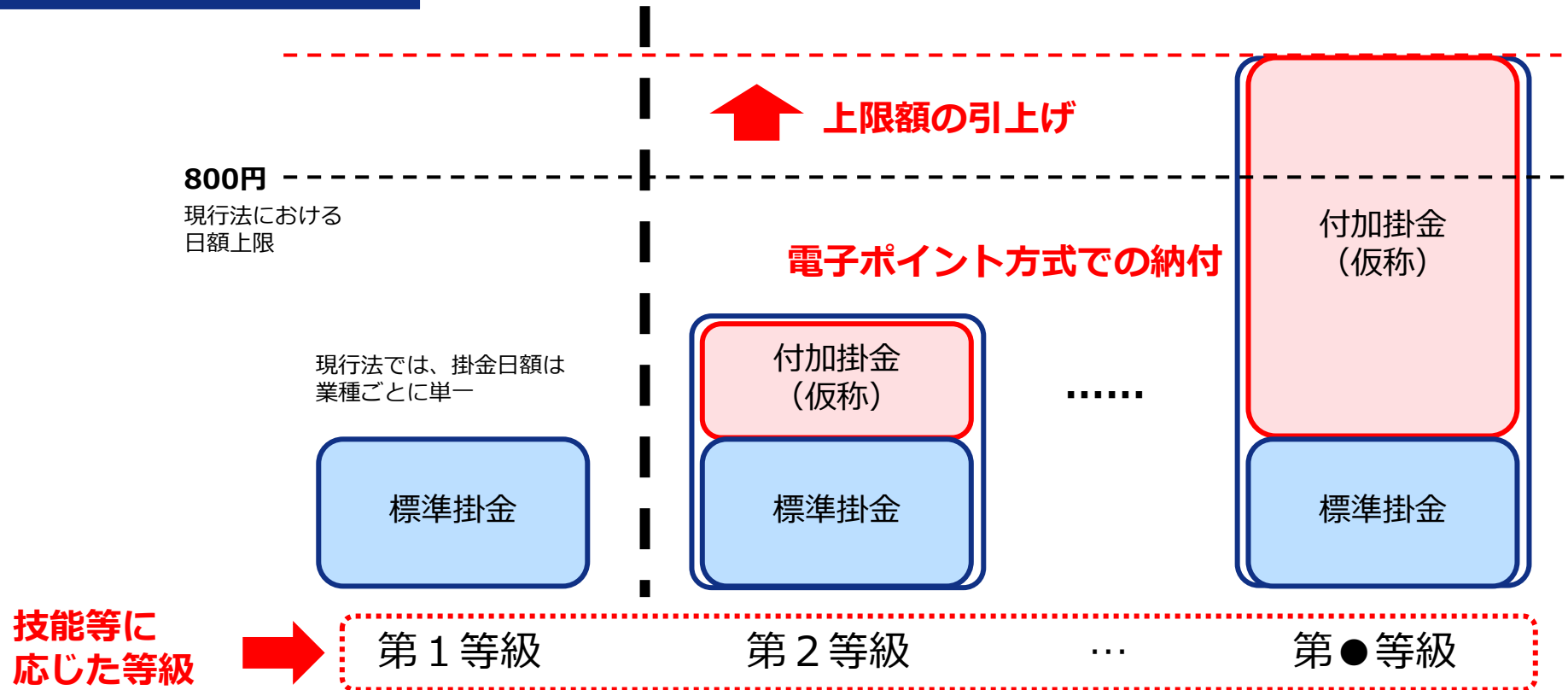


出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

（参考）複数掛金制度についての考え方（案）

掛金の仕組みの考え方（案）



導入に係る手続きの考え方（案）

- ① 業種ごとの運営委員会における議論（掛金区分の設定方法や金額等）
- ② 中小企業退職金共済部会における審議
- ③ 厚生労働大臣の認可

林業退職金共済制度のあり方について

ヒアリングにおける主なご意見

- ・ 森林組合においても9割が通年雇用を原則としており、通年雇用している事業体の中には、林退共をやめて中退共に移行している事業体も存在している。
- ・ 林退共から中退共への移行に向けた制度の見直しを行っていただきたい。
- ・ 季節雇用を選択せざるを得ない労働者が円滑に中退共に移行できるよう、移行に係る制度設計は林業関係団体の意見を丁寧にくみ取っていただき、労働者が不利益にならないように、また事業主が負担にならないようにお願いしたい。
- ・ 厚生労働省や林野庁に、中退共への移行や通年雇用の促進に必要な支援をお願いしたい。

部会における主なご意見

- ・ 一般の中小企業退職金共済の財政の安定を損なうことがないように、財政に与える影響について十分な検討の上、議論を進める必要がある。
- ・ 被共済者が不利益を被ることがないように配慮いただき、移行などの具体的な検討を進めていただきたい。
- ・ 移行に際して、既に参加されている事業主の方にどのような影響があるのか、移行に向けた具体的な問題点の洗い出しを進めていく必要がある。

（参考）林業退職金共済における被共済者の状況

林退共の被共済者について、手帳更新履歴のある者のうち、更新事業所が1カ所である者の割合が約9割を占める。

林退共 被共済者の内訳（令和7年度末時点、脱退推定者含む）

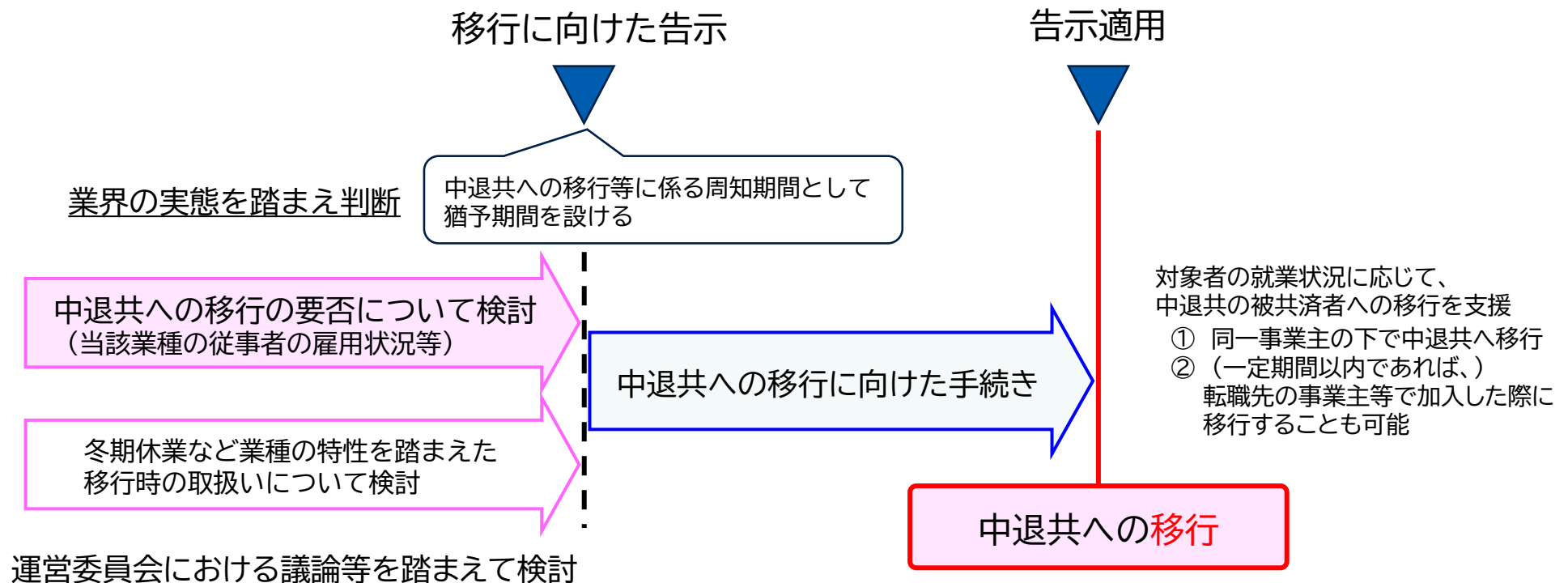
		人数	割合	手帳更新履歴ありの者	
				更新事業所数別の人数	更新事業所数別の割合
被共済者総数		38,422	100%		
	手帳更新履歴なし（※）	19,648	51.1%		
	手帳更新履歴あり（※）	18,774	48.9%		
	うち更新事業所1カ所			17,235	91.8%
	うち更新事業所2カ所			1,350	7.2%
	うち更新事業所3カ所			161	0.9%
	うち更新事業所4カ所以上			28	0.1%
	計（再掲）			18,774	100%

（※）共済手帳に一定日数分（一年相当）の証紙を貼付したとき、手帳を更新することとなっている。

（出典）（独）勤労者退職金共済機構データより厚生労働省作成

(参考) 移行についての考え方 (案)

中退共への移行に係る考え方 (案)



導入に係る手続きの考え方 (案)

- ① 業種ごとの運営委員会における議論 (移行の時期等)
- ② 中小企業退職金共済部会における審議
- ③ 厚生労働大臣の認可

中小企業退職金共済のあり方について

部会における主なご意見

- ・平成7年を最後に上限が変更されていないこと、近年の賃金や物価が上昇していることを考えると、上限引上げのニーズがあれば、引上げに向けて検討していく余地はある。
- ・賃金上昇率等を根拠とした掛金の上限の引上げを検討いただきたい。
- ・掛金の上限について、同様の退職給付制度である確定拠出年金の拠出限度額は政令事項となっているため、政令に委任するのは妥当ではないか。
- ・掛金月額分布について、お示しいただきたい。
- ・掛金の単位について、加入者の選択肢を広げる方向の見直しに異論はない。実務の面で混乱や負担を招くことがないよう、配慮いただきたい。
- ・加入できる事業主の範囲について、現在は中小企業基本法に基づいており、分かりやすいものとなっているが、当事者のニーズを把握した上で、範囲を変えていくには論理的な説明が必要になってくる。
- ・個人事業主等について、課題があれば洗い出していくことも、必要に応じてしてはどうか。
- ・中退共と他制度との間のポータビリティが十分に認められているとはいえない状況にある。
- ・基本ポートフォリオについて、国内債券の比率はこれで妥当なのかという疑問がある。
- ・運用利回り1%というのが、魅力的な制度であるかは疑問である。基本ポートフォリオの改善など資産運用のあり方をさらに検討いただいてもよい。

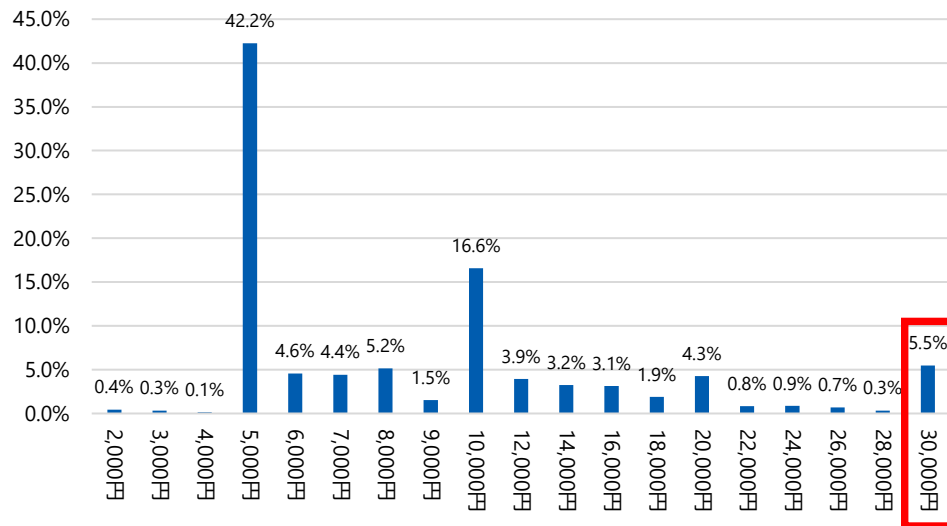
追加の論点

- ・高齢期の就業実態に応じた掛金のあり方について、どのように考えるか。
- ・被共済者や共済契約者の実態やニーズを踏まえた各種手続きのあり方等について、どのように考えるか。

(参考) 掛金月額の分布

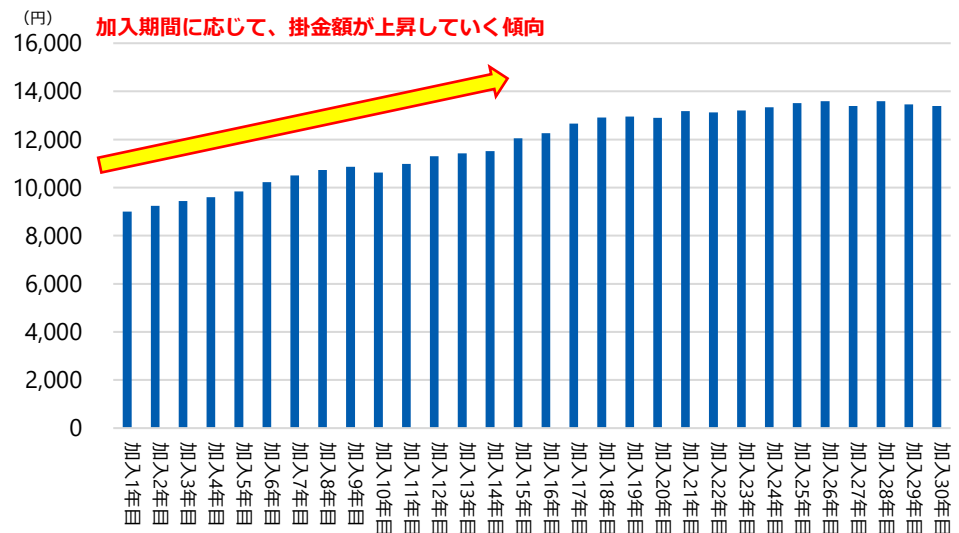
- ・ 掛金月額の上限（30,000円）である被共済者は、被共済者全体の約 5 %である。
- ・ 事業所別では、上限額の掛金を設定をしている被共済者を抱える事業所は、事業所全体の 2 割程度である。
- ・ 被共済者の加入期間と掛金額の関係を見ると、加入期間が長いほど平均の掛金月額が高くなる傾向にある。

○掛金月額別構成割合（令和 7 年度末時点）



(出典) (独) 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業 年次統計表（令和 7 年度）」より厚生労働省作成

○加入期間別平均掛金月額（令和 7 年度末時点）



(出典) (独) 勤労者退職金共済機構データより厚生労働省作成

○掛金上限額を採用する事業所の比率

うち 該当する事業所
70,100事業所

約19%

全 共済契約者数 375,788事業所

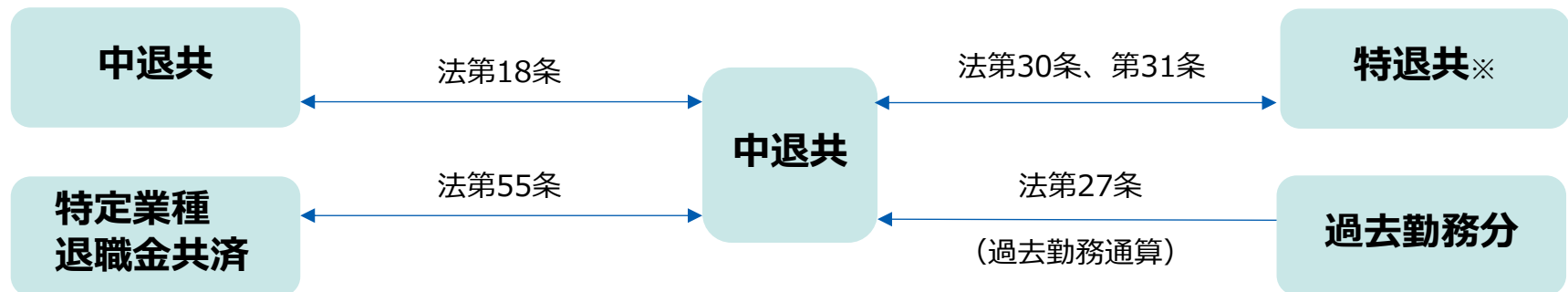
(出典) (独) 勤労者退職金共済機構データ（2026年 2月時点）より厚生労働省作成

(参考) 中小企業退職金共済制度におけるポータビリティについて

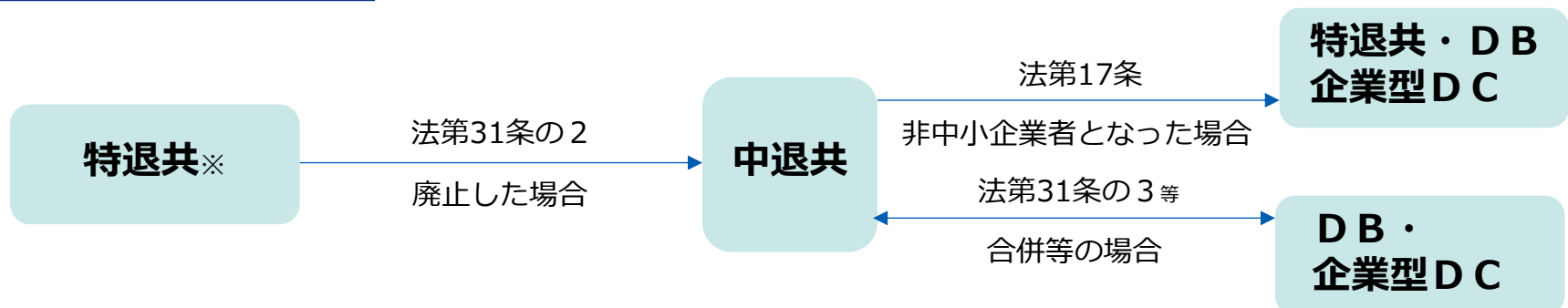
中小企業退職金共済は、ポータビリティ（制度間の資産移換）が認められている。なお、中小企業退職金共済において資産を他制度から受け入れる場合は、受け入れた資産を掛金納付月数に通算するなどの仕組みが設けられている。

中小企業退職金共済で認められているポータビリティ

個人単位のポータビリティ



事業主単位のポータビリティ

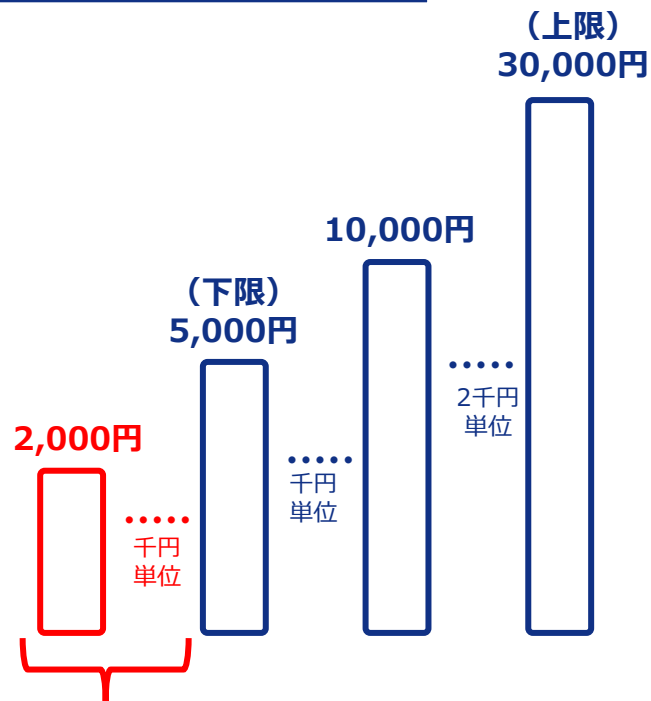


※「特退共」は商工会議所等が実施している特定退職金共済制度を指す。

(参考) 中小企業退職金共済制度における掛金設定

- ・ 中小企業退職金共済の掛金について、5千円～3万円の範囲で設定できるが、短時間労働の被共済者については2千円から設定可能である。
- ・ 短時間労働者であるかの判断は共済契約の申込時点の状況のみで判断される。

被共済者の掛金月額の設定方法



短時間労働の
被共済者のみ
選択可能

※被共済者が短時間労働者に該当するかは
共済契約申し込み時点のみで判断され、
その後の変更はできない。

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）（抄）

第四条 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

- 2 掛金月額は、被共済者一人につき、五千元（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十七条第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千元）以上三万円以下でなければならない。
- 3 掛金月額は、二千元を超え一万円未満であるときは千円に整数を乗じて得た額、一万円を超え三万円未満であるときは二千元に整数を乗じて得た額でなければならない。